

鳥取県産牛肉表示認定要領 新旧対照表

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改定後の欄に掲げる規定に、下線及び太文字で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>1、[略]</p> <p>2、[略]</p> <p>3、品質規格</p> <p><u>(1)「鳥取和牛」は、日本食肉格付協会枝肉取引規格による肉質等級の3等級以上のものとする。</u></p> <p><u>(2)「鳥取 F1 牛」・「鳥取牛」は、日本食肉格付協会枝肉取引規格による肉質等級の2等級以上のものとする。</u></p> <p>※上記以外の鳥取和牛・鳥取 F1 牛・鳥取牛は、各種鳥取県産表示として扱う。</p> <p>4、[略]</p> <p>5、[略]</p> <p>6、[略]</p> <p>7、[略]</p>	<p>1、[略]</p> <p>2、[略]</p> <p>3、品質規格</p> <p>日本食肉格付協会枝肉取引規格による。但し、肉質等級の1は除く。</p> <p>4、[略]</p> <p>5、[略]</p> <p>6、[略]</p> <p>7、[略]</p>

付 則

- 1、この要領は、平成元年1月29日より施行する。
- 2、この要領改正は、平成16年10月6日から施行する。
- 3、この要領改正は、平成30年4月1日から施行する。